神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第６号

令和８年９月 11 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長　山本　清和

神奈川県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の５０分の１の数及び３分の１の数（その総数が４０万を超え８０万以下の場合にあってはその４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が８０万を超える場合にあってはその８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）を、下記のとおり告示する。

記

１　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９１条の６第１項の規定により準用する法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する請求権を有する者の総数の５０分の１の数は、次のとおりである。

１５４，３２１

２　法第２９１条の６第１項の規定により準用する法第７６条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに法第２９１条の６第２項に規定する請求権を有する者の総数の８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

１，０６４，５０５

３　法第２９１条の６第１項の規定により準用する法第８０条第１項に規定する請求権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が４０万を超え８０万以下の場合にあってはその４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が８０万を超える場合にあってはその８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

区分	市町村	数
１	横浜市	４９２，７１３
２	川崎市	２６０，６５２
３	横須賀市	１０７，１２８
４	相模原市	１６７，３８９
５	鎌倉市　藤沢市　茅ヶ崎市　逗子市　三浦市	２０１，７０９
６	平塚市　小田原市　秦野市　伊勢原市　南足柄市	１７１，０６０
７	厚木市　大和市　海老名市　座間市　綾瀬市	１８０，５８８
８	葉山町　寒川町　大磯町　二宮町　中井町 大井町　松田町　山北町　開成町　箱根町 真鶴町　湯河原町　愛川町　清川村	７９，９５４